

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>4990<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br><br>リーダスクラブFAXニュース<br><br>(2014年)平成26年 5月27日 火曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 所得税関連の今年度改正事項

**Q**：過去に改正された税制で、平成26年から施行されている所得税関連の改正事項には、どのようなものがありますか？

**A**：次のようなものがあります。

### 【解説】

過去に改正された所得税関連の改正で、平成26年度から施行されているものには、次のようなものがあります。

①非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度

いわゆる、NISAのことで、非課税口座内上場株式等の配当等は非課税となります。

②事業所得等を有する者の帳簿書類等の備え付け等

③住宅税制の改正

住宅借入金等特別控除等の限度額が改正になりました。

④試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

限度額が引き上げられました。

⑤雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除

税額控除の限度額が引き上げ等になります。

⑥国内の設備投資が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除

一定の場合に機械等を事業の用に供したときは税制の恩典が受けられます。

⑦雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除

⑧社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業収入が7千万円超の者を特例から除外。

